

「カントのエステーティク」について Über ›Kantische Ästhetik‹

合 澤 賢
Ken Aisawa

はじめに

カントの美学が、ではない。むしろ「カント美学」というわれわれのこの言い方のほうこそ問題なのである。たとえばガーダマーは芸術経験の「哲学的意義」¹⁾を強調しながら、「カントの批判によるエステーティク (Ästhetik) の主観主義化」²⁾を論じている。しかし、見かけがどうであろうとも「カント美学」の「主観主義的な傾向」なるものがそこで難じられているのではない。カントに遡行しつつガーダマーが問題にしているのは、むしろわれわれの自身の「美(学)的意識 (das ästhetische Bewußtsein)」³⁾である。いいかえれば、今日の自明な概念・「美学 (Ästhetik)」の起源である。

だから、カントの美学を直接に論じることが、たんに一般的な意味で困難な仕事だというのではない。カントのテキストについてであれ、またそれをめぐるガーダマーの議論に関してであれ、美学の概念の歴史性を忘れて「カント美学」を素朴に前提にすることがそもそも倒錯だということである。したがって、われわれのここでの意図はほんらいの意味で予備的なものである。すなわち、「カント美学」についての理解を深めるのではなく、反対に、みずからのそうした理解をテキストについて反省し揺り動かすことを意図するものである。

- 1) Hans-Georg Gadamer: Wahrheit und Methode, 3., erweiterte Auflage, Tübingen 1972, S. XXVIII
- 2) ibid., S. 39
- 3) ibid., S. XXIX, 77ff., 84ff.

1

エステーティクとはいうまでもなく美や芸術についての学、つまり美学のことである。漠然とながらわれわれはさしあたってこう考えている。しかし、『純粹理性批判』におけるカント自身の用語法でエステーティク (Ästhetik) とは、いかなる意味でも美学ではない。本来の字義のとおり、それは感性 (ギリシャ語で aisthesis) についての理論、つまり感性

論を意味する。カントによると、悟性と感性とは「人間の認識の二つの根幹」¹⁾であるが、その感性についての論究が「超越論的エステティック (Die transzendente Ästhetik)」²⁾と称されているのである。

しかし、「カントのエステティック」という言い方のもとで現在ふつうに理解されているのは、もちろんこれではない。むしろ『判断力批判』、なかでもとくにその第一部・「エステティックな判断力の批判」である。この語・エステティシユ (ästhetisch) の意味が何であるかという問題は後回しにせざるをえない。しかしいずれにしても、美 (das Schöne) に関する事柄がこの「批判」において問題になっていることは確かである。それゆえに、『判断力批判』のこの部分に関してならば、一般にそう称される通りに「カントの美学」と解して差し支えがないのではなからうか。カント自身の命名によるのではないとしても³⁾。われわれはさしあたってこのように考えるのである。

ところで『判断力批判』の「前書き」においてカントは次のように強調している。美の判定に関するこの研究は、趣味の涵養や陶冶を目的とするものではなく、「もっぱら超越論的な意図において」⁴⁾なされる、と。超越論的な美学？ そういつてみたところでもちろん空虚な言葉でしかない。『純粹理性批判』の「序論」に示されているように、「超越論的 (transzendental)」とはある特別な意味で認識に関していわれる語である。すなわち、対象に直接的に向かう認識ではなく、いっさいの対象認識に先だってその認識自体を可能にする根拠についての認識、つまりアプリアリな「認識の仕方 (Erkenntnisart)」一般に向かう認識がとくに「超越論的」という語によって印づけられるのである⁵⁾。『純粹理性批判』が、まさにこの意味において「超越論的」な研究であることはいうまでもない。しかし、カントの美学と称されるものが「超越論的」な研究であるとはいかなることか？ われわれがすでに聴いているところでは、美はもっぱら「快と不快の感情」の事柄であって、認識にかかわるものでない、とそこで言われているはずであるが？

おなじ「前書き」において、「超越論的」な課題と美の事柄のかかわりについてカントは次のようにいっている。「(自然や芸術の美ついで) この判定のうちに働いている判断力の原理についての批判的研究は、この能力 (判断力) の批判の最も重要な部分である。というも、この判定はそれ自体はなるほど物の認識にぜんぜん寄与しないが、それでもやはり、まったく認識能力に帰属しその一部をなすからである」⁶⁾。

この言葉をひと通りにでも理解するためには、「認識能力」という語の二重の意味を区別しなければならない。カントがいう狭義の認識能力とは、与えられた表象を概念を用いて思考する悟性の能力のことである。しかし他方、たとえば「上級の諸々の認識能力の仲間」⁷⁾というふうと言われる場合には、このほかに実践理性と判断力の二つが考えられている。実践的理性は、いうまでもなく、感性的な認識のおよばない道徳の原理を思考するものであるし、また判断力は「認識できない超感性的なものへの、自然事物の関わり」⁸⁾を

思考する能力である。この二つは上の意味での認識に直接的には寄与しない。しかし、いずれもが狭義の認識能力を本質的に補完する理性のアプリオリな能力であるゆえに、広い意味で「認識能力」と称されるのである。

上の「前書き」の言葉の意味は、従ってほぼ次のようなことになる。広義の認識能力の一つとしての判断力のアプリオリを「超越論的な意図」において批判するのがこの研究の眼目である。そのさいに事物の認識のためには直接には役立たない美の経験を分析することが、かえってこの仕事のもっとも重要な部分を占める。なぜなら、美の経験とは、事物の感性的な表象を介してある種の普遍性を垣間見ることに他ならないが、まさにこの経験においてこそ、個々の事物を、認識しえない超感性的な何かに関係させて考える働き（判断力）が顕著に現れているからである、と。

美の経験の分析は、カントの「意図」において、認識能力の原理の批判という目的に従属させられている。「カントのエステーティク」を考えるときに押さえておかなければならないのは、緊張を孕むこの関係であると思われる。

- 1) Immanuel Kant : Kritik der reinen Vernunft, S. B 29
- 2) *ibid.*, S. A 19, B 33
- 3) カントは、あるところで、判断力の「超越論的エステーティク (Die transzendente Ästhetik)」という言い方をしている (Kritik der Urteilskraft, S. 118)。用語は同じでも、むしろ『純粹理性批判』という感性論のことではない。しかしまた「超越論的美学」などというものであるはずはない。新しく理解すべき意味での「ästhetisch」な判断力についての超越論的研究のことである。
- 4) Kant : Kritik der Urteilskraft, 1799³, S. IX
- 5) Kant : Kritik der reinen Vernunft, S. B 25
- 6) Kant : Kritik der Urteilskraft, S. VIII
- 7) *ibid.*, S. XXIf.
- 8) *ibid.*, S. VIII

2

「趣味判断はエステーティシユである」¹⁾。第一部第一章の冒頭にこのようにある。しかし、ここに留まってその意味を考えることはさしあたって困難である。なぜなら、趣味判断が「美的 (エステーティシユ)」な性格のものだなどと聞かされたところで、特別なことはなにもない、と思われるからである。しかし、われわれは自分の素朴な理解を前提にすることはできない。それにまた翻って考えてみれば、趣味判断つまり美についての判断が「美的」な性格のものである、などという愚かしいトートロジーがここにあるはずもないのである。

そこでは以下のように論じられる。「あるものが美しいか否かを判定するために、それについての表象をわれわれは悟性を介して認識対象へと関連させたりはしない。そうではな

く、構想力を介して……主観へと、また主観の快・不快の感情へと関連させる。趣味判断はしたがって認識判断ではない。だからまたローギシュ(logisch)ではなく、エステーティシュ(ästhetisch)である。なお、われわれはこの語のもとに理解するのは、その規定根拠が主観的(subjektiv)でしかありえない判断のことである²⁾(強調は原文)。

ローギシュ(logisch)ならびにエステーティシュ(ästhetisch)の語の意味については引き続き考える。だがいづれにしても、きわめて分かりにくい迂遠な言い方であるように思われる。美の経験が対象の認識に関与しないと言うのなら、いっそうのこと、美の事柄は主観・客観の認識論的な枠組みにおいては捉えられない、と言い切るべきであろうに。われわれは、ほとんどそう思う。しかし、カントはこの問題をあくまでも『純粹理性批判』において展開された認識批判の用語法において論じるのである。

カントによれば、対象の客観的な認識というものは、物の表象を受容する「感性」のはたらきと、その雑多な表象を統一して対象に結びつける「悟性」のはたらきが共同するところに成り立つ。その二つの要素のうち、すでに触れたように、感性のアプリオリについての理論的部分が、『純粹理性批判』の「超越論的エステーティク(Ästhetik)」である。そして、もう一方の要素である悟性のアプリオリな働きを論ずる部分は「超越論的ローギク(Logik)」³⁾と命名されている。エステーティクが美学を意味しないように、このローギクも、いわゆる論理学のことではない。カント自身は、「一般的ローギク」ではなく、「超越論的ローギク」である⁴⁾、という言い方で区別している。要するに、超越論的な観点からなされるころの、悟性(logos)の働きに関する理論だ、ということにはほかならない⁵⁾。おなじことは、ローギシュ(logisch)という形容詞についても言いうる。この語は、思考の規則に正しく従っていることを意味しない。つまり、いわゆる論理的ということではない。悟性の働き一般への関わりを、それも超越論的な認識批判の目的で表示する語なのである。

同様に、「エステーティク(感性論)」という名称に対応する形容詞はもちろんエステーティシュ(ästhetisch)であるが、『純粹理性批判』においてはもっぱらドイツ語の形・sinnlichのみが感性的の意味で用いられている。もちろんなんらかの理由があつてのことであるが⁶⁾、それはここでの問題ではない。ただ今日の自明な語義から未だ自由になってはいない目下のわれわれにとっては、次の消極的な事情を確認しておくことも無意味ではないように思われる。すなわち、感性論が「エステーティク(Ästhetik)」という表題をもつことが不都合でないかぎり、感性的の意味の語が sinnlichではなく、仮に ästhetisch という語形をもっていても差し支えがなかったであろう、ということである。

これに対して、『判断力批判』の趣味判断に関する議論においてしばしば logisch の語と対をなす語として使用されるのは、上の引用文が示すように、ästhetisch である。もちろん sinnlich の同義語であるというのではない。しかし、おなじく「超越論的な意図」のもとでなされている議論における用語である以上、さしあたっては、これをあえて感性(aisthesis)

とのかかわりを端的に言い表す語として解しておくほかないと思われる。いいかえれば、美的ないし美学的という今日の自明の意味を、ひとたびはきっぱりと退けておく必要があると思われる。

そのうえで、さきに引用した第一部冒頭の言葉をとりあえず次のように読みなおしてみる。認識することとは、「われわれ」が感性的な表象を「悟性を介して認識対象へと関係づける」ことであるが、悟性 (logos) のこの積極的な役割のゆえに、この判断は logisch な性格のものだ、とすることができる。それに反して、何かを美しいと認めることは「構想力を介して」諸表象を「主観」へと関連づけることである。もちろん、この「関連づけ」は感官 (Sinn) を介しての表象のたんなる受容より以上のこと、つまりひとつの判断ではある。しかし、概念によって諸表象を統一し、それを客観に結びつけるという悟性に固有の積極的な活動が欠けているという意味で、この判断は「logisch ではない」。感性的表象を「快と不快の感情」というたんに主観的なものに結びつける判断、すなわち「その規定根拠が主観的でしかありえない」ところのこの判断の特質を端的に表示する用語はいまだ存在しないが、logisch なものではない、というのと同じ意味で、とりあえずはそれを ästhetisch (感性的) な判断と呼んでおく、と。

- 1) Kant: Kritik der Urteilskraft, S. 3
- 2) ibid., S. 3f.
- 3) Kant: Kritik der reinen Vernunft, S. B 74, A 50, vgl. S. B 87, A 62
- 4) ibid., S. B 79ff., A 55ff.
- 5) この「ローギク (Logik)」を「超越論的論理学」という訳語で示して、それを「一般論理学」と区別する普通の行き方は、理解のために必ずしも全面的に好都合であるわけではないと思われる。
- 6) 『純粹理性批判』の注において (Kritik der reinen Vernunft, S. B35f.) カントは、A. C. Baumgarten の『感性学 (Aesthetica)』に触れて、美の事柄を感性 (aisthesis) による認識の問題としてみるその仕事を批判している。『純粹理性批判』と『判断力批判』のそれぞれにおける Ästhetik の語の、また、『判断力批判』における ästhetisch の語の使用法には、こうした背景へのカントの批判的な関心が影を落としているであろう。

3

すぐ後のシラー、ヘーゲルに始まって今日のガーダマーにいたるまで、カントのエステーティク (もしくはカント美学) の主観主義を問題にする論者は少なくない。しかし、われわれの意図はそうした議論の是非を直接に論じることではない。当面の問題はむしろ、「カント美学の主観主義」なるものが漠然とではあれ、われわれの目にも始めから疑いえないものであるかのように見えてしまうという事実の方である。

あらかじめ言えば、このことはまず第一に次のような事情にかかわるものと思われる。カントは美の問題を超越論的な研究の一貫として論じているが、常識的な見方、すなわち

素朴な実在論の立場に対しては、超越論的な研究は「たんに主観主義的」なものとして現れざるをえない、という事情がひとつである。すでに見たように、超越論的な研究は対象についての直接的な知を求めるものではなく、対象を知る「主観」のうちにその知のアプリオリな条件 (Bedingungen) を求める行き方である。カントにあっては「客観的」認識の真理ですら、その「主観的」な条件に従うことによってはじめて成立するものとして論じられるのである。趣味判断を論じるときにも根本的な事情は同じである。美しい事物の、あるいは事物の美しさ自体の構造をカントはまったく問題にしない。むしろ、美を経験する「主観」のいわば内部に決定的な問題を見いだすのである。この点をとらえて主観主義という非難を浴びせるのであれば、それは、超越論的な研究一般の意義をはじめから否定することに等しいであろう。

もう一つは、カントのエステーティクに固有の事情である。美の判断の根拠は「主観的でしかありえない」もの、すなわち「快と不快の感情」ないし「満足感 (Wohlgefallen)」であるとされている。だれもがこれ以上ないほどに良く知っているつもりという言葉であり、事柄であるゆえに、カントの「主観的」の意味を考えることがいっそう困難になるのである。

「趣味判断を規定する満足感 (Wohlgefallen) は、いっさいの関心を伴わない」¹⁾。先の引用箇所を引き続いてこう言われている。満足感ないし好ましく思うこと一般が美の判断の根拠になりうるのではない。カントの考え方は禁欲的といえるほど厳格である。関心 (Interesse) とは、「事柄の実在」²⁾に対して心が奪われている状態のことであるが、それから完全に自由であるような特別な満足感だけ美の判断の根拠になりうる、と言うのである。たとえば、美味しいワイン、あるいは、芳しい草花が感官をつうじて生じさせる快感にもとづく判断は、そのワイン、その草花への直接的な欲望のゆえに、純粋で公平な趣味判断ではない。と言われるのである。

しかし、そればかりではない。美の判断の規定根拠になりうる満足感は、たんに感覚的・官能的な「関心」から自由であるだけでなく、同時に、理性的な「関心」からも免れていなければならないのである。たとえば、或るものの善し悪しに関して満足感ないし不快感を覚えることができるためには、あらかじめ、善悪の概念を知っていて、当のものがその概念 (目的) に適合していることを認めることがなくてはならない。それに対して、美しいものについて覚える満足感はこうした概念に関係しないだけでなく、当のものが何であるかということに関して無頓着なのである。要するに、美とは「概念なしに、普遍的な満足感の対象として表象されるもの」³⁾のことなのである。

「満足感の普遍性は、趣味判断において、たんに主観的なものとして表象される」⁴⁾。「たんに主観的」な普遍性とは、いったいいかなることか。しかし、それに先だって用語の基本的な使用法をあらためて確認しておかなければならない。われわれはふつう、客観的な

対象がそれ自体としてあり、それを認識したり、享受したりする主観（主体）が他方に存在する、というふうに考えている。この立場からすれば、主観的な普遍性という言葉自体がすでに理不尽なものにみえる。というのも、たんに主観的なものとは、この見方からすれば、とりもなおさず、普遍性（客観性）を欠くもの、私的（privat）なもの、要するに偶然的な何かのことにほかならないからである。

しかし議論の全体は、繰り返すまでもなく、カント自身がコペルニクスの功績になぞらえている例の思想上の「転回」の先でなされているのである。すなわち、認識をそもそも可能にする究極の根拠は、けっして対象の側にあるのではなく、認識諸能力の主体（Subjekt）としての「われわれ」のうちに、つまり主観（Subjekt）のうちにあり、という根本的な洞察がその「転回」の軸であるが、これによると認識のアプリオリな原理とは、とりもなおさず主観的な原理なのである。例えば、時間と空間は主観の外部のどこかにそれ自体としてある何かではなくて、いっさいの外的なものがこれに従うことによってはじめ対象になりうるような「主観的条件」⁵⁾である。また、同じく主観にアプリオリにそなわる悟性は、直観的な諸表象を概念のもとで結びつける能力であるが、この結びつけがすなわち客観の認識ということなのである。そして、客観的なものは、「主観的条件」と無関係にどこかにあると考えられるような「物それ自体」などではない。カントによれば、客観とは「与えられている多様な諸直観が、ある何かの概念において結合されているもの」にほかならないのである。⁶⁾この意味で、認識判断の主観的な要素とは、その客観的な認識の正しさを損なうものではなく、かえって、認識をそもそも可能にし、その普遍性妥当を保証する原理的なものことなのである。このことがさらに意味するのは、普遍性は必ずしも客観性そのものでない、ということである。概念とかかわることなしに主観のアプリオリに依拠するもの、という意味で、「たんに主観的」な普遍性が考えられるのである。

そこで本題にもどるが、ここでの問題はしたがって「たんに主観的」なものにすぎない美の感情（満足感）が、普遍的・客観的な判断の根拠になるとはいかなることか、ということではない。そうではなく、概念によって媒介されることなく直接に主観のアプリオリに関係する、という意味で、「たんに主観的」な普遍性をおびる感情とはいかなるものか、ということである。

感覚的・官能的な好き嫌いによる判断は、たんなる「私的判断（Privaturteil）」⁷⁾であって、本来の意味の趣味判断ではない。「趣味判断はアプリオリな根拠にもとづく」⁸⁾のである。もちろん、満足感という感情それ自体がアプリオリな根拠だということではない。先回りしていうが、この判断のアプリオリとは、カントによると、対象における「合目的性の形式」である。そして、これを意識するとき必然的に惹き起こされる喜びの情が判断の基準になる、というのである。聞き慣れない「合目的性」という語については別としても、経験的な起源のものであるはずの感情がアプリオリに関係する、ということ自体からして

われには理解しがたい。比較のために、『実践理性批判』において分析されているある特別な感情についてあらかじめみておこうと思うのである。

カントよれば、道徳の本質は、理性のアプリオリな事実としての法則が「意思を直接に規定する」という点にある⁹⁾。いいかえれば、感覚的な快樂や自己愛が意思決定に関与することをこの法則は妨げる¹⁰⁾のである。衝動や快樂に身を任せようとする者は、この法則の否定的な働きを「痛み(Schmerz)」¹¹⁾を通して知るのであるが、同時にそこにある特別な感情が惹き起こされる。すなわち、自らのうちなる道徳法則に対する尊敬(Achtung)¹²⁾の情である。もちろん、この感情といえどもそれ自体は感性的なものであって、理性のアプリオリな事実ではないし、だからまた道徳的行為を可能にする真の根拠ではない。行為者が意思決定のさいに、道徳法則を自分の格律たらしめるための動機としてたかだか役立つにすぎない¹³⁾。しかしそれでも、理性のアプリオリな事実があることによって惹き起こされた感情ではある。それゆえに、他のたんに経験的な起源をもつにすぎない感情とは異なって「われわれが完全にアプリオリに認識しうるとともに、その必然性を洞察しうる」感情である¹⁴⁾、と言われるのである。

必然的な感情、もしくは万人の妥当する普遍的な感情がありうるということは、上の例でいちおうは明らかになったことにする。次に考えなければならないのは、美についての喜びの情がいかなる意味でアプリオリにかかわるのか、という問題である。そのアプリオリは実践理性の法則ではないし、また純粹悟性概念でもない。カントによると、「合目的性の形式」なのである。「合目的性」については後で論じるが、その前に、誰もが知っている「形式」という語のカントにおける意味を確認しておきたいと思う。

形式(Form)と質量(Materie)という対概念は、カントにおいてまったく新しい関係におかれる。これらは、伝統的な形而上学におけるのとは異なって、もはや物それ自体を構成する実在的な性質などではない。たんに「現象」を構成する二つの要素にすぎないのである。カントは次のように言う。「経験はきわめて異質な二つの要素を含んでいる。すなわち一つは、感官に由来するところの、認識のための質量である。もう一つは、この質量を秩序づけるための形式であり、これは純粹直観および思考の源泉に由来する」¹⁵⁾。簡単に言い換えれば、感覚を通して与えられる多様なものが、現象の質量(Materie)であり、主観のうちにアプリオリに用意されている何かが、現象の形式なのである。¹⁶⁾

美の判定の基準になる快の感情は、すでにみたように、事物についての感覚的・官能的な快感ではない。上の意味での「形式」にかかわる普遍的な感情である。しかも、このばあいの「形式」は道徳的な行為や客観的対象のそれではなく、「合目的性」といわれるものの「形式」である。では、「合目的性」とは何か。それを見るためには、「エステーティッシュな判断力」がそれに含まれるところの「反省的判断力」一般について確かめておかなければならない。というのも、「エステーティッシュ(ästhetisch)」や「主観的」などの語と同様

に、これもまた、認識能力（広義の）のひとつとしての判断力についての超越論的批判のレベルにある概念だからである

- 1) Kant : Kritik der Urteilskraft, S. 5
- 2) ibid., S. 5
- 3) ibid., S. 17
- 4) ibid., S. 21
- 5) Kant : Kritik der reinen Vernunft, S. 42, 51, 66
- 6) ibid., S. B 137
- 7) Kant : Kritik der Urteilskraft, S. 22
- 8) ibid., S. 36
- 9) Kant : Kritik der Praktischen Vernunft, 1788, S. 126
- 10) ibid., S. 129f.
- 11) ibid., S. 129
- 12) ibid., S. 130
- 13) ibid., S. 135
- 14) ibid., S. 130
- 15) Kant : Kritik der reinen Vernunft, S. 119
- 16) ibid., S. A 20, B 34

4

カントによると、判断力とは一般に「特殊を普遍のうちに含まれるものとして考える能力のことである」¹⁾が、この能力はさらに二つに区分される。ひとつは、普遍が前もって与えられているときに、何かあるものをその特殊例として認定するような判断力であり、これは「規定的 (bestimmend)」な判断力と名づけられている²⁾。これに対して、何かあるもの (特殊) だけが与えられて、これのために、欠如している普遍を「見いだすべく (finden sollen)」働くような判断があるが、これは、「反省的 (reflektierend)」と命名される³⁾。

ここで新しく「規定的判断力」として命名されているものは、『純粹理性批判』において判断力一般という名称のもとですでに論じられているものである。すなわち、「何かあるものが、すでに与えられている規則の適用を受けるか否かを判別する能力である」⁴⁾。感覚的な表象の集積から客観的な認識対象が成立してくるためには、雑多な表象を統一して、これを一定の構造のあるものとみなす概念が必要であるが、これがすなわち規則にほかならない。たとえば、山道で出くわした黒い大きな塊を、熊なら熊と判定しうるためには、多様な感覚的表象に「熊」という概念の規則が与えられなければならないが、このように、多様なもの (特殊) を規則 (普遍) に結びつける能力が、「規定的判断力」なのである。

『判断力批判』において論じられるのはこれではなく「反省的判断力」である。これは「自然の合目的性」という「アプリアリな特殊概念」⁵⁾を原理とするところの判断力であるとされる。これについて一通りの理解をえるためにも、「合目的性 (Zweckmäßigkeit)」と

いう用語の意味を前もって確かめておかなければならない。

アリストテレスによれば、質量と形式（形相）という二つの原理によっていっさいの個物は形成されるのだが、そのうち、形式（形相）が、とりもなおさず、事物の形成の「目的 (telos)」である。言い換えれば、諸々の個物は、それぞれの「目的」であるところの形式（形相）によってその本質が規定されている。アリストテレスはこの考え方をさらに押し進めて、宇宙全体の構成にまで及ぼす。すなわち万物は、質量をまったく含まない純粹な形式（形相）であるところの神を究極の目的として構成されるとした。この目的論に従うならば、「自然の合目的性」とは、全宇宙が神を究極の目的にして存在していること、もしくは、それにもとづく万物相互の間の調和を意味することになる。しかしカントがいうのはもちろんまったく別のことである。

すでにふれたように、カントにあっては、質量と形式とは物自体の要素ではなく、経験の対象としての「現象」を構成する要素にすぎない。主観が、感性を介して受容した質量をアприオリな形式によって秩序づけるのである。おなじことは個々の現象についてだけでなく、自然の諸々の現象が全体としてなす体系的な統一としての「自然の合目的性」についてもいえる。この形式もまた、次にみるようにカントによると「主観的な原理」のひとつなのである。

一般に、自然の多様な出来事のひとつひとつは、自然界を混沌としてではなく構造ある全体とみなして、そこから省みる (reflektieren) ときにのみ十分に理解されうる (たとえば、有機体、生体系、環境世界の諸事象)。自然の探究に際して必ず (アприオリに) 前提にされなければならないこうした全体性 (構造や調和) とは、もちろん、純粹悟性概念の普遍法則 (因果律など) のことではないし、といってまた、帰納によって一般化された経験的普遍性でもない。さらにまた、伝統的形而上学の意味での究極の「目的 (telos)」への適合、という意味での「合目的性」のことでもむろんない。カントは一つの「超越論的な原理」⁶⁾ であるとして次のようにいう。「目的」への自然の関連というふうなものを、自然の諸々の事象そのものに押しつけることはできないのであって、せいぜいのところ、「自然における諸現象の連関について……自然を反省するために目的という概念を使用しうるのみである」⁷⁾ と。

反省的判断力 (reflektierend) とは、要するに、「自然の合目的性」という「判断力の主観的な原理 (格律)」⁸⁾ に依拠して、多様な経験的諸現象のひとつひとつを、体系的な統一のうちにあるもののごとく「反省 (reflektieren)」する能力のことである。あるいは、与えられた諸々の現象 (特殊) のうちに、それらすべてがあたかも一つの「目的」に適合しているかのような調和ないし体系的統一 (普遍) を「見いだすべき」判断力のことである。

われわれが問題にしている「エステーティシュ (ästhetisch) な判断力」は、同じく『判断力批判』において分析されている「目的論的判断力」とともに、この反省的判断力のひ

とつであるとされている。美の判定にかかわる「エステーティシュ (ästhetisch)」な判断の特質を確かめるためには、それゆえに、この二つの反省的判断力が相互に区別されるべき点に注意をむけなければならないが、そのまえに、反省的判断力のアプリアリな原理にかかわる喜びの感情について、とりあえず一般的に見ておきたい思う。

くりかえし言うが、「自然の合目的性」という概念は、「一貫した連関をもつ一個の経験に達することを意図して自然の対象を反省するとき、われわれがとらなければならない態度の唯一のあり方をしめすもの」⁹⁾である。つまり、「主観的な原理 (格律)」であって、自然の対象に何かを押しつけたり、付けくわえたりするものではない。それだから、たんに経験的なものにすぎない自然の対象のもとにこうした体系的統一ないし調和的な関係を見いだすようなことがあると、「自分の意図にとって好都合な幸運な偶然であるかのように思えて、われわれもまた喜ばしく感じる」¹⁰⁾のである、とカントはいう。

すでにふれた道徳法則に対する尊敬の情のように、その規定根拠がアプリアリなものであるような感情は万人に妥当する普遍性をもつ、ということが出来る。そこで問題の喜びの情についてであるが、たとえば〈ポプラの葉を光らせて野をわたる風〉についておぼえる喜びは、蒸し暑い室内で扇風機が起こす風のために覚える生理的な快感とは本質的に異なっている。後者は「対象の实在」についての「利害・関心 (Interesse)」にかかわるたんに経験的な感情であるのに対して、前者のばあいには、「自然の合目的性」というアプリアリな原理に適合するところから生ずる自由な喜びであると言いうる。この意味において、「この快の感情もまたアプリアリな根拠によって、万人に妥当するものとして規定されている」¹¹⁾、とすることができるのである。

- 1) Kant : Kritik der Urteilskraft, S. XXV
- 2) ibid., S XXXVI
- 3) ibid., S XXXVI
- 4) Kant : Kritik der reinen Vernunft, S. A 171, B 132
- 5) Kant : Kritik der Urteilskraft, S. XXVIII
- 6) ibid., S. XXVIIIff.
- 7) ibid., S. XXVIII
- 8) ibid., S. XXXIV
- 9) ibid., S. XXXIV
- 10) ibid., S. XXXIV
- 11) ibid., S. XXXIX

「自然の合目的性」は、経験において与えられる対象のもとで表象されうるが、カントによると、その仕方は二様である。ひとつは、合目的性がもつばら快の感情にもとづいて

判定する場合であるが、これは、その「ästhetisch な表象」¹⁾であるとされる。もうひとつは、有機体などの自然の事物において認められ合目的性であり、これは、その「logisch な表象」²⁾であるとされる。

有機体の多様な諸器官は、あたかも一つの目的のもとで無駄なく構成されているかのような秩序をしめしている。たとえば、杏の花は、昆虫を誘って受粉を可能にするために、またその果実は、鳥たちに食べられることによって種子を遠くまで運ばせるために、そして種子はまた、新しい個体を発生させて種としての杏が繁栄するために。こうした合目的性は、けっきょくのところ、種としての杏の概念（目的）への適合性にほかならない。いいかえれば、この合目的性を判定しうるためには、かならず概念（目的）を前提としていなければならない。それだからこそまた「自然の合目的性の logisch な表象」と称されるのである。

それに対して、ästhetisch な合目的性はそうした概念もしくは目的をまったく前提にしない。すなわち「目的なき合目的性 (Zweckmäßigkeit ohne Zweck)」³⁾である。〈ポプラの葉を光らせて野をわたる風〉が合目的的 (zweckmäßig) である、と判定されるならば、それは、木の葉や野や光が、風という概念（目的）に適合するからではないし、他方また、たとえば種蒔きの季節の到来を知る目的にとってこの風が好都合であるからでもない。つまり、あらかじめ規定されている何らかの概念ないし目的に適合するからではない。そうではなくて、木の葉や風や光の多様な表象が、それを統一する目的（概念）が存在しないにもかかわらず、相互に関連して調和のとれた全体を構成していること、これを快の感情を通じて認めるからである。

ästhetisch な合目的性は、また「たんなる主観的な根拠にもとづく」⁴⁾合目的性である、と言い換えられもするが、この言葉は概念ないし目的との直接的なかわりを否定するだけのものではない。それに加えて、この合目的の表象が「いかなる認識要素 (Erkenntnisstück) にもなりえない」ことを意味する。具体的には次のようなことである。経験的な対象はアприオリな形式としての感性 (Sinnlichkeit) を通じて与えられる。したがって、対象表象のうちの空間と時間の性質は、この意味で純粹に「主観的」なものであると言うことができる。しかしそれにもかかわらず、これらはやはり「ひとつの認識要素でもある」⁵⁾。というのも、純粹直観としての感性(時間と空間)は、悟性概念がそうであるのと同様に、経験的な対象を客観的に認識するのに不可欠な条件のひとつであるからである。したがって、「主観的」合目的性が、客観の規定に役立つ「logisch な妥当性」⁶⁾をもたない、また、いかなる「認識要素にもなりえない」、ということの意味は二重である。第一にはもちろん、概念ないし目的にかかわる合目的性ではないということであるが、第二には、それだからといって、これが感性の形式および感覚に直接にかかわる表象ではありえない、ということである。ästhetisch の語はここでは、けっして感性的 (sinnlich) の同義語ではないので

ある。

何らかの客観の表象についての、厳密な意味で「たんに主観的なもの」とは、カントによると、この表象に結びついている快（ないし不快）の感情、すなわち、直観を概念に関連させることなく、「直観の対象の形式をたんに把握(Auffassung)すること」⁷⁾と結びついているところの快の感情である。アプリアリな直観の能力である構想力(Einbildungskraft)によって、与えられた多様な直観のうちの一つの形(Bild)が浮き彫りにされる。いいかえれば、自然対象のたんなる感性形式のうちに、概念によって一つの目的の下に組み入れられることがなく、調和のとれた一つの全体的な表象（たとえばくポプラの葉を光らせる風）が立ち現れる。そして、この表象によって主観が「触発(affiziert)」⁸⁾され、アプリアリな認識能力（構想力と悟性）が活発に働きはじめるが、特定の概念がこれらの能力を特定の認識へと縛りつけていないので、諸々の認識能力は「自由な活動のうちに(in einem freien Spiele)」⁹⁾におかれることになる。このとき、みずからの認識能力の「自由な活動」を自覚して主観は喜びを感じるのである。

カントが言う ästhetisch なもの、すなわち、ここでの厳密な意味において「たんに主観的なもの」とは、感性的な対象をまえにしての、このような「心の状態(Gemütszustand)」¹⁰⁾についての感情にほかならない。そして、ästhetisch な合目的性とは、何らか対象の表象における認識能力の「自由な活動のうちに」に認められる統一性ないし調和の表象にほかならないのである。

- 1) Kant: Kritik der Urteilskraft, S. XLIIf.
- 2) ibid., S. XLVIIIff.
- 3) ibid., S. 44
- 4) ibid., S. XLVIII
- 5) ibid., S. XLII
- 6) ibid., S. XLII
- 7) ibid., S. XLIV
- 8) ibid., S. 4
- 9) ibid., S. 28f.
- 10) ibid., S. 27ff.

6

ガーダマーによるいわゆる主観主義批判については別に論じなければならないが、これまでみてきたことに関連させて、「カントの批判によるエステーティク(Ästhetik)の主観主義化」というガーダマーの言葉の基本的な意味を予備的に考えておく。

カントは反省的判断力の超越論的な研究において、趣味ないし美の事柄があるアプリアリな普遍性にかかわるものであり、たんに私的・個人的な、また感覚的・生理的な好悪の

問題ではないことを明らかにした。いいかえれば、美の判定ないし趣味もまた認識判断とその限りでは同様に、他からの批判の対象になりうること、学的な研究の対象になりうることを示された。すなわち、芸術ないし美についての学が成立しうるためのそもその前提がカントによって与えられたのである。そしてそこに事実として出現した学は、それを可能にしたカントの仕事に因んで、すなわち、ästhetisch な判断力の超越論的批判に因んでエステティック(Ästhetik)と称されることになったのであるが、われわれが知るエステティックの語は、ほとんどもっぱらこの学(美学)を意味するのである。なお、ガーダマーはこのエステティックすなわち美学の誕生をシラーにおいてみている¹⁾。

もちろん、カントの判断力批判の仕事をも、エステティックと称することは許されるであろう。ガーダマー自身も、とくに断ることなくこの語を両方の意味で自由に用いている。しかしそれにしても、ガーダマーはただ漠然とカントのエステティックを論じているのではない。その意図は、むしろ、判断力の超越論的な研究と芸術の学としての美学のふたつを区別し、そのうえで両者の内的な関連をみることなのである。それだけに、この用語のそのつどの使用法を慎重に確かめて読むことが、われわれにとっては決定的に重要であると思われる。というのも、エステティックの語を、その字義(aisthesis)とのかかわりなしに、しかも美学という訳語におきかえうえて理解することがわれわれの抜きがたい習慣になっているからである。

そこで、「カントの批判によるエステティックの主観主義化」という言葉であるが、あらかじめ言えば、これはほぼ次のようなことを意味する。すなわち、カントの判断力の超越論的な研究(引用における「批判」)は、主観の内的な状態のうちに美の判定にかかわるアプリアリな条件を見いだしたが、このことは結果として、主観主義的な傾向を本質的にもつ美学(引用における「エステティック」)を成立させた、ということにほかならない。おなじことをガーダマーは以下のように敷衍する。

「カントを促して、ästhetisch な判断力を徹底的に主観の状態に関係づけさせたものは、すでにみたように、ある特定の仕事、すなわち超越論的基礎付けの仕事を目的としての方法上の抽象化という動機である。しかし、このästhetisch な抽象化は、その後で、内容にかんする抽象化として解されて、芸術を〈純粹に ästhetisch (美的) に〉理解せよ、という要請に変えられたのである。そのために、この抽象化への要求と現実の芸術経験とが解消しがたい矛盾におちいつている現状を、今われわれは目撃するのである²⁾。

内容にかんする抽象化として解された「ästhetisch (美的) な抽象化」とは、かんたんに言えば、芸術ないし美は、事実や現実にかかわる問題ではなく、内的心情の世界(「美的仮象の世界」)の事柄だ、という基本的にロマン主義的な見方のことである。それにたいして、「現実の芸術経験」とは、ガーダマーがその積極的な意義をくりかえし強調するところの芸術作品のもとでの「真理の経験」のことである。「芸術作品においては、他のどんな道を

通じてわれわれのもとに到達しえない真理が経験される。このことは芸術の哲学的意義をなすものであって、どんなに理屈をならべたところでこの事実を否定することはできない」³⁾

したがって、ガダマーがここで言うのは次の三つである。まず第一に、カントは超越論的な基礎づけを目的として ästhetisch 判断力を主観の内的な状態へと徹底に関連づけたということ。第二に、カントのこの「方法上の抽象化」は、後に、「内容にかんする抽象化」として解されて、つぎのような要請を本質的に含むところの美学ないし「美(学)的意識」が形成されたということ。すなわち、芸術は「純粋に ästhetisch に」つまり美的に享受されるべきであって、真理や認識の問題に関与させてはならない、という要請にはかならない。そして第三に、この「美(学)的意識」は、芸術作品のもとでの「真理」経験という否定しえない事実と調停しがたく対立している、ということである。

ガダマーは『真理と方法』において、「われわれの解釈学的な経験の全体に対応する認識および真理の概念を展開する」⁴⁾ことを意図する。具体的には、「芸術作品をつうじて与えられる真理の経験を美学的な理論から擁護する目的で、美(学)的意識を批判することから」⁵⁾研究を開始する。その道筋のうえで、ガダマーは、カントの超越論的な研究に否応なくぶつかるのである。われわれがそれを直接に論じうるためには、なお幾つもの準備が必要である。ここですでに確かになっているのは、「ガダマーによるカント美学の主観主義に対する批判」というふうな予断をもってしては、何も始まらないということだけである。

1) ガダマーは次のようにいう。「今日われわれが〈ästhetisch〉という語のもとで考えることは、カントが空間と時間に関する理論を〈超越論的エステーティク〉と命名し、自然と芸術における美と崇高についての理論を〈エステーティッシュな判断力の批判〉として解したときに、カントがこの〈ästhetisch〉に結びつけていたこととは、もはや完全には一致していないことは明らかである。転回点はシラーにあるように思われる。彼は、趣味についての超越論的思考を道徳的要請に転換し、〈ästhetisch にふるまうべし〉という命法として定式化している」(Methode und Wahrheit, S. 77)。

2) Gadamer: Methode und Wahrheit, S. 92

3) ibid., S. XXVIII

4) ibid., S. XXIX

5) ibid., S. XXIX